

米特許商標局の面前で出願を遂行する代理権

私は 37 CFR 3.73(b)のもと添付の陳述書に記された本願の以前の代理権をここに取り消します。

私はここに、

実務者 顧客番号:

又は

下記実務者(11 名以上の特許弁護士を指名する場合は顧客番号を使用しなければなりません):

氏名	登録番号	氏名	登録番号

を、37 CFR 3.73(b)に従い本書式に添付される米特許商標局(USPTO)譲渡記録/譲渡文書に従い下記署名者のみに割り当てられる全特許出願に関し、米特許商標局(USPTO)の面前で下記署名者を代表する代理人又は代行者として指名します。

37 CFR 3.73(b)により添付の陳述書に記載された出願用通信住所を変更する:

顧客番号:

又は

<input type="checkbox"/> 会社又は個人名			
住所			
市	州	郵便番号	
国			
電話	Eメール		

譲受人の氏名と住所:

本書式のコピーを、37 CFR 3.73(b)による陳述書(書式 PTO/SB/96 かこれと同等のもの)と併せて、該当する各出願につき提出する必要があります。本書式で指名される実務者に譲受人の業務を代行する権限が付与され、当該実務者が本委任状の出願を特定する必要がある場合は、当該実務者が 37 CFR 3.73(b)による陳述書を作成することができます。

登録譲受人の署名

下の欄に署名と肩書きを記す人物には、譲受人の業務を代行する権限が付与されます。

署名		日付
氏名		電話
肩書き		

この情報収集は 37 CFR 1.31、1.32、及び 1.33 により義務付けられており、出願する公衆(ならびにこれを処理する米特許商標局)の便宜を確保するにあたって必要な情報です。機密保持は 35 U.S.C. 122 と 37 CFR 1.11 及び 1.14 によって規制されます。収集、準備、米特許商標局への完成出願書式提出を含む収集には推定 3 分かかります。時間は個々のケースに応じて異なります。本書式の完成に要する時間についての意見やこれの省力化に関する提案は、最高情報責任者(Chief Information Officer, U.S. Patent and Trademark Office, U.S. Department of Commerce, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450)へ送付してください。料金や完成書式はこの住所に送付せず、**特許局長(Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450)へ送付してください。**

本書式の完成にあたって支援を要する場合は 1-800-PTO-9199 へ電話し、オプション 2 を選択してください。